装管調第２７０号
２７．１０．１
一部改正　装管調第１７７６０号
令和2年１2月２４日
一部改正　装管調第８７３８号
令和４年５月３０日

調達事業部長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

技術変更提案に関する事務要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別紙

技術変更提案に関する事務要領

1　適用範囲

この要領は、仕様書等に基づき、契約相手方が行う技術変更提案（以下「提案」という。）に関する事務要領について、特別に定めのある場合を除き適用するものとする。

2　用語の意義

⑴　部長　防衛装備庁調達事業部長をいう。

⑵　幕僚長　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。

⑶　幕僚長等　幕僚長、補給統制本部長、補給本部長及び補給処長をいう。

⑷　担当官　支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官をいう。

⑸　地方防衛局長等　北海道地方防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。

⑹　物別官　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官をいう。

⑺　物別室長　調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長をいう。

⑻　物別官室長　物別官及び物別室長をいう。

⑼　第１種提案　契約金額の変更を必要とすると認められる提案若しくは契約金額の変更は必要としないが仕様書等においてその採否につき幕僚長の承認を必要とすることが定められている事項に関する提案又は関連装備品等に影響を及ぼす提案をいう。

⑽　第２種提案　第１種提案以外の提案をいう。

⑾　仕様書等　契約書に添付されている仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書並びに契約書に添付されている個別仕様書に規定する関連文書又は引用文書をいう。

3　契約履行中の提案の受理及び審査

⑴　提案の受理

契約履行中の提案は、仕様書等に定める様式の技術変更提案書をもって行うものとし、その受理に関する事務は、地方防衛局長等が行うものとする。この場合において、第２種提案について様式の定めがないときは、第１種提案の様式によるものとする。

⑵　提案の審査

地方防衛局長等は、契約相手方から提案があった場合には、第１種提案及び第２種提案の区分の適否を審査し、その区分が不適当と認められる場合には、契約相手方と調整の上、区分を変更させてこれを提出させるものとする。

４　契約履行中の第１種提案

⑴　協議等

ア　地方防衛局長等は、契約相手方から履行中の契約について第１種提案書を受理した場合には、地方防衛局長等の意見を付して担当官（気付先：物別官室長）に送付するとともに、付表第１に定めるところにより写しを幕僚長等に送付するものとする。

イ　物別官室長は、地方防衛局長等から前アの第１種提案書の送付を受けた場合には、必要に応じて担当官に報告した後、その採否及び当該契約で実施するか否かについて協議書（別記様式第１）を作成し、部長の決裁を受けて幕僚長に送付するものとする。

⑵　採否に伴う契約上の処理

ア　幕僚長からの回答が当該提案を採用し、かつ、現在履行中の契約で実施することを要求するものである場合には、物別官室長は、必要があるときは、原価管理官と協議の上、契約金額を変更する必要があるとき又は契約金額を変更する必要はないが、仕様書等の記載内容の変更に該当し、かつ、代金の確定に関する特約条項が付されている契約で、当該提案を採用することによって、契約金額を確定するに当たり計算価格の金額の増減額に著しい変動がある等特に必要があると認めるときは、契約相手方と協議して変更契約書を作成するものとし、変更契約書を作成する必要がないと認めるときは、通知書（別記様式第２）を作成し、担当官の決裁を受けて地方防衛局長等を経由の上、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

イ　幕僚長からの回答が当該提案を採用しないか、又は当該提案を採用するが現在履行中の契約で実施することを要求するものでない場合には、物別官室長は、通知書（別記様式第２）を作成し、担当官の決裁を受けて地方防衛局長等を経由の上、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

5　契約履行中の第２種提案の処理

地方防衛局長等は、契約相手方から履行中の契約について第２種提案書を受理した場合には、その内容を検討の上採否を決定し、第２種提案書に承認又は不承認の表示を行うとともに、当該提案書を添付して通知書（別記様式第３）を作成し、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

また、承認したものについては付表第２に定めるところにより、幕僚長等に送付するものとする。

6　承認用図面との関係

⑴　第１種提案に関し、当該提案の採用に伴い当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合には、地方防衛局長等は、契約相手方に変更承認の手続をとらせなければならない。ただし、一般装備品以外の装備品等について、第１種提案書に添付されている図面が変更承認のために提出すべき図面と同一であると地方防衛局長等が認める場合には、変更承認手続を要しないこととすることができる。

⑵　前号ただし書の場合において、当該提案が一般装備品に係るものであるときは、地方防衛局長等は、当該図面の写しを担当の物別官室長に送付しなければならない。

⑶　第２種提案に関しては、当該提案の採用に伴い、当該契約について既に承認された承認図面を変更する必要がある場合であっても、変更承認手続を要しない。

7　契約履行後の提案の受理、審査及び処理

契約履行後の提案の受理、審査及び処理については、次に定めるところによるものとする。

⑴　提案書の受理及び審査については、３の規定の例による。

⑵　地方防衛局長等は、契約相手方から第１種提案書を受理した場合には、付表第１に定めるところにより幕僚長等に送付するとともに、その写しを物別官室長に送付するものとする。

⑶　地方防衛局長等は、次からの契約で提案内容が仕様書に反映されているか否かを確認の上監督、検査を行うものとする。

⑷　第２種提案の処理については、５の規定の例による。

8　確認試験の立会い等

提案の採否を決定するための確認試験の立会い及び確認試験成果報告書の確認について幕僚長等から防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に依頼があった場合には、次に定めるところにより処理するものとする。

⑴　地方防衛局長等は、幕僚長等から長官に依頼した文書の写しの送付を受けた場合には、確認試験の立会い及び確認試験成果報告書の確認について当該確認試験を実施する者に通知の上、所属の職員に命じて当該立会いを行わせ、及び当該試験の完了後これを実施した者から確認試験成果報告書の提出があったときは、その内容について確認の上、地方防衛局長等に意見を付して幕僚長等にこれを送付するものとする。

⑵　地方防衛局長等は、当該業務の実施について支障があると認めたときは、物別官室長を経由の上、部長の指示を受けるものとする。

9　決裁又は報告の特例

この通知において、物別室長が決裁を受け又は報告を行う際、所属する物別官については、合議又は報告を要しないものとする。

１０　雑則

この改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

付表第１

第１種提案書の送付先

調　達　要　求　元	提　　出　　先
陸　上　幕　僚　監　部	陸　　上　　幕　　僚　　長
	補　給　統　制　本　部　長
海　上　幕　僚　監　部	海　　上　　幕　　僚　　長
航　空　幕　僚　監　部	補　　給　　本　　部　　長

付表第２

承認済み第２種提案書の送付先

調　達　要　求　元	提　　出　　先
陸　上　幕　僚　監　部	補　給　統　制　本　部　長
海　上　幕　僚　監　部	海　　上　　幕　　僚　　長
航　空　幕　僚　監　部	補　　給　　本　　部　　長
	担　任　補　給　処　長

別記様式第１

第１種技術変更提案に関する協議書

<table>
<tr><td colspan="4">発簡記号・番号
令和　年　月　日
殿
防衛装備庁長官</td></tr>
<tr><td>調達要求番号</td><td></td><td>提案の番号</td><td></td></tr>
<tr><td>契約品名</td><td></td><td>緩急区分</td><td></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td></td><td rowspan="3">提案の件名</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>契約方法</td><td></td></tr>
<tr><td>納期</td><td></td></tr>
<tr><td>担当地方防衛局等</td><td></td><td>契約相手方</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">上記の技術変更提案の採否について協議する。</td></tr>
<tr><td colspan="4">第　　号
令和　年　月　日
防衛装備庁長官
（　　気付）

○○○第　　号（令和　年　月　日）による協議事項について下記のとおり回答する。</td></tr>
<tr><td>採　否</td><td>□　採　用
□　不採用</td><td rowspan="3">契約上の希望</td><td rowspan="3">□　現契約で実施する。
□　現契約で実施しない。
□　その他</td></tr>
<tr><td>採用番号</td><td></td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>予算処置</td><td colspan="3">□　予算を示達する。
□　予算増額の協議をされたい。
□　現調達要求金額内で実施されたい。
□　その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">添付書類：上記提案書
写送付先：</td></tr>
</table>

別記様式第２

発簡記号・番号
令和　年　月　日

殿

支出負担行為担当官
（分任支出負担行為担当官）
官　職　氏　　名

第１種技術変更提案書（　　関係）について（承認）

標記について、下記の条件により承認します。

記

１　ＥＣＰ番号

２　採用番号

３　実施区分

４　そ　の　他

添付書類：
写送付先：

備考：不承認の場合は、本様式に準じた様式とする。

別記様式第３

発簡記号・番号

令和　年　月　日

殿

防衛装備庁
支出負担行為担当官
の命により
分任支出負担行為担当官
の命により

○○防衛局長等

第２種技術変更提案書（　　関係）について（承認）

標記について、下記の条件により承認します。

記

１　ＥＣＰ番号

２　承認番号

３　実施区分

４　そ　の　他

関連文書：
添付書類：

備考：不承認の場合は、本様式に準じた様式とする。